

第5節 労働組合の資格審査

令和4年中に申請のあった労働組合の資格審査は20件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が6件、「法人登記」が8件、「労働者委員候補者推薦」が6件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し3件を含めた23件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条の要件を充足し、適法な組合と決定されたものは10件、申請の取下げ等に伴い審査を終了したものは3件で、10件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別	年				
	30年	元年	2年	3年	4年
不当労働行為救済申立て	1	2	2	3	6
法人登記	3		11		8
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦	7		7	1	6
合計	11	2	20	4	20

第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別	4年			
	適合	不適合	取下げ等	計
不当労働行為救済申立て			1 (1)	1 (1)
法人登記	4		2	6
労働者供給事業				0
労働者委員候補者推薦	6			6
合計	10	0	3 (1)	13 (1)

(注)・()は前年からの繰越しであり、内数である。